保険番号ﾏｽﾀ （和歌山県30）

番号	設定項目名 ＼ 制度名	老人医療費					重度心身障害者医療費(レセプト請求)	後期高齢者重度心身障害者医療費(レセプト請求)	重度心身障害者医療費町単独	精神障害者医療費	乳幼児医療費(レセプト請求)		ひとり親家庭医療費	ひとり親家庭医療費(レセプト請求)	高額療養費委任払い	難病医療費	三重県紀宝町			三重県御浜町			奈良県五條市			旧制度			
																	子ども医療費	障がい医療費	一人親医療費	子ども医療費	障がい医療費	一人親医療費	子ども医療費	障害医療費	ひとり親医療費	乳幼児医療費	特定疾患治療	小児慢性特定疾患治療	老人障害助成医療費
1	保険番号	141		241			180	185	183	248	146	281	143	147	150	283	381	380	382	481	480	482	273	383	293	145	151	182	181
2	法別番号	41		41			80	85	83	48	81	81	43	82	50	83	81	80	82	81	80	82	73	83	93	45	51	82	81
3	短縮制度名	マル老1割		マル老2割			重身	後期重身	マル身･町	精障	乳幼児	岩出子	マル愛	ひとり親	委任払	県難病	紀宝子	紀宝障	紀宝親	御浜子	御浜障	御浜親	子負有	障害負有	親負有	マル乳	マル特	マル小	障老
4	保険公費種別区分	7		7			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
5	法別番号チェック区分	0		0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	検証番号チェック区分	2		2			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
7	受給者検証番号チェック区分	2		2			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
8	公費主保区分	3		3			3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
9	年齢(開始－終了)	65 － 69		65 － 69			0 － 999	65 － 999	0 － 999	0 － 999	0 － 18	6 － 15	0 － 999	0 － 999	70 － 999	0 － 999	0 － 18	0 － 18	0 － 18	0 － 18	0 － 18	0 － 18	0 － 18	0 － 18	0 － 18	0 － 6	0 － 999	0 － 999	65 － 999
10	点数単価	10		10			10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
11	レセプト負担金額	2		2			2	2	1	1	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1
12	レセプト請求(印刷)	0		0			0	0	3	3	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	3	0	0	3
13	レセプト記載	0		0			0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
※	所得情報	本人	低所得	低年金	低所得	低年金																							
14	外来負担区分	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	1	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	2	2	2	2
15	1回負担割合	10	10	10	20	20	0	0	0	0	0	10	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	1日上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	1月院内上限額	0	0	0	8000	8000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500	500	500	0	0	0	0
21	1月院外上限額	0	0	0	8000	8000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500	500	500	0	0	0	0
22	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	薬剤負担	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	3
24	入院負担区分	1	1	1	1	1	2	2	2	0	2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	2	2	2	2
25	1回負担割合	10	10	10	20	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	1日上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	1月上限額	0	24600	15000	24600	15000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500	500	500	0	0	0	0
31	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	1日食事助成額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	食事療養費	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	3	3	3	1	1	1	1	1	1	3	3	3	3

(注) 老人医療費　「マル老2割」（平成26年4月より和歌山市で制度開始。非課税世帯が対象。患者負担2割。）
精神障害者医療費　「精障」（田辺市の制度。患者負担無し。自立支援(精神通院)の自己負担分を助成する制度です。専用の福祉請求書での請求です。福祉請求書はカスタマイズをお願いします。）
乳幼児医療費　「乳幼児」（患者負担無しの場合にご使用ください。市町村で適用年齢は異なります。日高町は18歳までのようなので18歳を上限としています。）
「岩出子」(岩出市の制度。外来は患者負担1割、入院は患者負担無し。外来は高額療養費もしくは限度額認定証の提示がなく26,700点を超える場合は償還払いとなるようです。令和7年1月より外来も患者負担無し等の制度変更により保険番号146をご使用ください。）
ひとり親家庭医療費　「マル愛」（和歌山市内･橋本市内のみ）
高額療養費委任払い　「委任払」（通常70歳以上は高額委任払いの制度はありませんが岩出市はあるようです。上限を超えた分は申請後ののち振り込まれるようです。70歳未満の場合は保険番号964をご使用ください。）
※患者毎で負担上限額が異なるようなのでシステム管理マスター「2010　地方公費保険番号付加情報」－「負担金計算(1)」タブの”患者登録－所得者情報－月上限額入力”の左側を「1」で設定してください。
難病医療費　「県難病」（平成27年10月より制度開始。難病の和歌山県独自の拡大給付です。「突発性難聴」、「橋本病」、「ネフローゼ症候群」、「筋ジストロフィー」の疾病が対象です。レセプト請求。）
※システム管理マスター「2010　地方公費保険番号付加情報」－「負担金計算(1)」タブの”患者登録－所得者情報－月上限額入力”の左側を「2」で設定してください。

★三重県紀宝町(令和1年9月より)
子ども医療費　「紀宝子」（和歌山県新宮市において18歳年度末までの場合、三重県紀宝町子ども医療がレセプト請求で請求が可能のようです。患者負担なし。食事療養費は助成対象です。）
障がい者医療費　「紀宝障」（和歌山県新宮市において18歳年度末までの場合、三重県紀宝町障がい医療がレセプト請求で請求が可能のようです。患者負担なし。食事療養費は助成対象です。）
一人親家庭等医療費　「紀宝親」（和歌山県新宮市において18歳年度末までの場合、三重県紀宝町一人親医療がレセプト請求で請求が可能のようです。患者負担なし。食事療養費は助成対象です。）

★三重県御浜町
子ども医療費　「御浜子」（和歌山県新宮市において18歳年度末までの場合、三重県御浜町子ども医療がレセプト請求で請求が可能のようです。患者負担なし。食事療養費は助成対象外です。）
障がい者医療費　「御浜障」（和歌山県新宮市において18歳年度末までの場合、三重県御浜町障がい医療がレセプト請求で請求が可能のようです。患者負担なし。食事療養費は助成対象外です。）
一人親家庭等医療費　「御浜親」（和歌山県新宮市において18歳年度末までの場合、三重県御浜町一人親医療がレセプト請求で請求が可能のようです。患者負担なし。食事療養費は助成対象外です。）

★奈良県五條市(令和5年10月より)
子ども医療費　「子負有」（通常、他県の公費は償還払いですが、伊都医療圏において社保の場合、奈良県五條市子ども医療がレセプト請求が可能のようです。
外来は月上限500円、入院は入院日数13日以内で月上限500円、14日以上で月上限1,000円の患者負担。入院日数により月上限額が変わる特殊処理を本体側で提供します。食事療養費は患者負担です。）
障害医療費　「障害負有」（通常、他県の公費は償還払いですが、伊都医療圏において社保の場合、奈良県五條市障害医療がレセプト請求が可能のようです。
外来は月上限500円、入院は入院日数13日以内で月上限500円、14日以上で月上限1,000円の患者負担。入院日数により月上限額が変わる特殊処理を本体側で提供します。食事療養費は患者負担です。）
ひとり親医療費　「親負有」（通常、他県の公費は償還払いですが、伊都医療圏において社保の場合、奈良県五條市ひとり親医療がレセプト請求が可能のようです。
外来は月上限500円、入院は入院日数13日以内で月上限500円、14日以上で月上限1,000円の患者負担。入院日数により月上限額が変わる特殊処理を本体側で提供します。食事療養費は患者負担です。）

(更新日)
平成16年8月末日(初回)
平成20年4月
平成25年12月
平成26年4月
平成27年9月